

児童発達支援 事業所における自己評価結果

事業所名 子ども発達スクールかすたねっと

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		設置基準に基づき適切なスペースを確保しています。 指導訓練室1:51.60㎡ 指導訓練室2:20.22㎡	
	2	職員の配置数は適切である	○		人員配置基準に基づいた職員配置を行なっています。作業療法士・公認心理師などの有資格者を配置した加算体制をとっています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		トイレに手すり、玄関スロープを設置しバリアフリー化しています。視覚的に分かりやすいよう構造化をしています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		毎日、療育開始前・終了後には必ず清掃を行なっております。新型コロナウイルス感染予防のため、療育間での消毒・換気、療育中の換気を徹底しています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		職員間および全体会議を行い、目標設定や必要な業務の洗い出しを行い業務改善へとつなげています。また各々の職員が行動計画を作成し、全体と共有することで業務改善へと繋ぐことができる体制を整えています。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		毎年、事業所アンケートを実施しています。その結果をもとに、業務改善につなげています。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		ホームページにて公表しております。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		必要に応じて、検討していきます。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		月に1回、事業所内にて職員研修を行なっています。	
適切な支援の提	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		アセスメントを行い、子どもとご家族様のニーズや課題を分析し、個別支援計画を作成しています。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		行動観察が中心ですが、必要に応じてアセスメントツールを使用しています。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		お子様とご家族様のニーズを踏まえ、個別支援計画にはガイドラインに示されている必要な項目を選択し、具体的な支援内容を設定しています。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		個別支援計画に沿った支援を行なっています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		作業療法士・公認心理師・特別支援教員が連携し、専門性を活かしながら、お子様に応じたプログラムを実施しています。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		集団生活での課題等を保護者から聞き取り、プログラムに取り入れています。またプログラムの固定化が必要な児童に対しては、固定化し、少しずつ変化を加えています。	

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
供	16	○		お子様の状況に応じて個別療育と集団療育を組み合わせ、個別支援計画の作成をしています。	
	17	○		前日の申し送り時に、支援内容・役割分担について確認し、情報の共有をしています。また訪問支援員・療育担当職員で療育開始前に情報交換し、子どもの状況を共有しています。	
	18	○		終業時に、支援内容の振り返り・情報の共有を実施し、全員で確認をしています。	
	19	○		療育後に必ず記録を記入し、支援の検証・改善につなげています。	
	20	○		療育の際に、保護者様からの聞き取りを実施することに加え、半期ごとにモニタリングを実施し、個別支援計画の見直しを実施しています。	
関係機関や保護者との連携	21	○		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	
	22	○		母子通所のため、保護者様を介して情報共有、連絡調整を行なっています。	
	23		○	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	発達障害児を主たる対象児としているため、医療的ケアが必要な子どもの利用はありません。
	24		○	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	発達障害児を主たる対象児としているため、医療的ケアが必要な子どもの利用はありません。
	25	○		移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	26	○		移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	27	○		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	
	28		○	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	所属している保育所・幼稚園で交流の機会があるため、必要性がないと考えております。
	29		○	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども子育て会議等へ積極的に参加している	全てに参加できませんが、研修会等、日程が合えば参加するようにしています。新型コロナウイルス感染予防の観点から現在は参加を控えています。
	30	○		日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	
	31	○		保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	
32	○		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている		

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		保護者様から同意を得た上で療育を行なっています。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		療育前後に保護者様から日頃の悩みを伺う時間を設けています。必要性が高い場合には、専門家によるアドバイスを行なっています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○		保護者様向けの研修会はできましたが、感染予防のため保護者様の座談会については控えております。感染状況を鑑みながら、保護者交流の場を設けられるよう検討していきます。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		苦情受け入れサポートのための第三者委員会を設けています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		行事予定は、年度はじめに保護者様に配布し、玄関に掲示しています。必要に応じて、LINEにて連絡しています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		事業所で保有する個人情報については、鍵付き棚にて保管し、厳重に管理しています。	
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		視覚的に理解しやすいよう環境設定をしています。保護者様には、適宜情報伝達のため、連絡を取り合えるようにしています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○		新型コロナウイルス感染予防の観点から現在は控えています。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		マニュアルを作成し、受付に設置しています。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		定期的に療育中に、避難訓練を実施しています。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	○		アセスメント時に、紙面にて確認しています。必要に応じて、保護者様と状況確認を行なっています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		紙面にて保護者様に聞き取りを行なっています。また、提供前に保護者様に現物確認をとっています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		毎日、療育終了後に職員間で出し合い共有し、ノートに記入しています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		定期的に、職員研修を設けています。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している		○		身体拘束に関する研修を行いました。ただし、基本的に身体拘束は行わないという考えのもと発達支援を行っています。止むを得ない場合には、子どもの自尊心を傷つけないよう、慎重な対応が必要と考えます。